

●香川県監査委員公表第22号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成25年9月6日

香川県監査委員	林	勲
同	鍋嶋	明人
同	山田	正芳
同	十河	直

- 1 監査対象部局 政策部
- 2 監査対象年度 平成24年度
- 3 監査の概要

監査対象機関	監査年月日
漆芸研究所	平成25年5月29日
東山魁夷せとうち美術館	〃
統計調査課	平成25年6月6日
文化振興課	〃
県産品振興課	〃
交通政策課	平成25年6月7日
情報政策課	〃
水資源対策課	〃
自治振興課	平成25年6月13日
選挙管理委員会事務局	〃
政策課	平成25年7月22日
予算課	〃
小豆総合事務所	平成25年7月26日
県立ミュージアム	平成25年8月29日
東京事務所	〃

4 監査の結果

財務に関する事務については次のとおりであり、その他の軽微な事項については、その都度、関係機関に口頭により指導を行った。

事務事業の執行に当たっては、今後とも、厳正かつ効率的な執行に留意するよう要望した。

(1) 指摘事項

該当事項なし

(2) 指導注意事項

ア 収入事務について

かがわジュニア・ニューフィルハーモニック・オーケストラの受講料収入を減額しているが、減額の根拠が規定されておらず、納付者への通知も行われていなかった。また、収入調定伺書に決裁年月日、発送年月日、納入通知書の発行年月日、納期限が記入されていなかった。（文化振興課）

イ 支出事務について

- (ア) 昨年度に続き、住民基本台帳ネットワークシステム香川県サーバ等賃貸借契約について、仕様書に定める「業務実施計画書」が提出されていなかった。(自治振興課)
 - (イ) 平成24年度の消防設備に係る業務委託について、履行確認の基礎となる成果報告書に、提出者の名称及び提出年月日が記載されていなかった。(東京事務所)
 - (ウ) 吉田ダムエレベーター保守点検業務について、契約書及び仕様書で定める年次細密調査に係る報告書の提出を受けていなかった。(小豆総合事務所)
- ウ 旅費事務について
- 県外旅費について、帰着日から6か月を経過して支出しているものがあつた。(文化振興課)
- エ 手当の支給について
- (ア) 週休日に県外出張した職員に対し、週休日の振替手続が行われておらず、また超過勤務手当も支給されていなかった。(政策課)
 - (イ) 超過勤務命令時間を確認せず命令していたものが多々あつた。(予算課)
 - (ウ) 県外出張時の超過勤務手当について、超過勤務時間に移動時間を算入するなど、超過勤務の命令や確認ができていないものがあつた。(文化振興課)
 - (エ) 超過勤務手当について支給漏れがあつた。(小豆総合事務所)
- オ 契約事務について
- 消耗品の購入に当たり、予定価格が3万円を超える場合は2人以上の者から見積書を徴する必要があるが、分割発注をすることにより競争性を損ねている事例が4件あつた。(県立ミュージアム)
- カ 財産事務について
- 昨年度に続き、公有財産簿の「立木」の登記の抹消について、修正手続ができていなかった。(政策課)
- キ 物品の管理について
- (ア) 外郭団体への備品の貸付けについて、物品貸付契約書を作成していないものがあつた。(県産品振興課)
 - (イ) デマンド監視装置について、借入品出納保管簿に登録されていなかった。(東山魁夷せとうち美術館)
- ク 自主検査について
- (ア) 県に事務局を置く任意団体等の会計事務を県が行う場合は、所属長が年2回以上、無通告で自主検査を実施することとされているが、所管する4団体について、いずれも自主検査ができていなかった。(文化振興課)
 - (イ) 県に事務局を置く任意団体等の会計事務を県が行う場合は、所属長が年2回以上、無通告で自主検査を実施することとされているが、自主検査ができていない団体があつた。(県産品振興課)
 - (ウ) 県に事務局を置く任意団体等の会計事務を県が行う場合は、所属長が年2回以上、無通告で自主検査を実施することとされているが、所管する3団体について、前年度の未実施に続き、当年度も1度しか自主検査ができていなかった。(東京事務所)
- (3) 検討指示事項
- 該当事項なし